

旭川市随意契約ガイドライン

平成20年2月4日決定

旭川市における契約（契約課の個別専決事項に係るものを除く。）において、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の2第1項各号に掲げる随意契約を行うことができる場合の基準は、次のとおりとする。

随意契約を行うことができる場合の基準	運用上の留意点
<p>1 少額の契約を行うとき（令第167条の2第1項第1号）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格（複数年の賃貸借契約にあつては、予定賃貸借料総額をいい、単価契約にあつては、積算単価に予定数量を乗じて得た額をいう。）が、旭川市契約事務取扱規則（以下「規則」という。）第16条の2に規定する額以下の額であること。 ・ 規則第17条の規定に基づき、なるべく2者以上の者から見積書を徴収すること。
<p>2 その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき（令第167条の2第1項第2号）。</p> <p>(1) 特定の1者しか履行できないもの</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 特定の1者でなければ提供できない役務に係る契約</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 契約の履行のために、特許権、著作権その他の排他的権利の使用を必要とするもの</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 特殊な技術又は秘密の技術に関する情報その他の他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を必要とするもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の者では履行し得ない役務の提供であることについて同業他社に確認するなど客観的に確認すること。 ・ 実績のある者が他にないこと又は実績が豊富であることのみをもって特定の1者でなければ履行できない理由にはならないこと。契約の確実な履行には実績の有ることが望ましい場合は、実績要件を入札参加条件として競争入札に付すこと。 ・ 排他的権利の対象を確認すること。 ・ 独自のノウハウ等の必要性については、他の者が別の手段（ノウハウ等）によって達成できないか確認すること。 ・ 調査、研究等に係る一連の契約で、先行する契約によ

<p>(ウ) 機器の保守点検，修理又は設置において，特殊な装備，部品等を要するため，他の業者では実施することができないもの</p> <p>(エ) 機械設備，情報システム等の保守管理で，契約の対象となる設備，システムが他の設備，システムと接続しているため，接続する他の設備，システムの保守管理業者以外では責任区分が不明確になり，また，故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど契約の目的を達成できないもの</p> <p>(オ) 既存の機械設備，情報システム等と接続した設備，情報システム等の整備等で，既存の設備，システム等の機能を損なうことなく契約の目的を達成するためには，契約の相手方が特定されるもの</p> <p>イ 契約の目的を達成するためには能力その他の複数の条件を満たすことが必要である契約であって，一つ一つの条件については，それを満たすものが複数存在するが，すべての条件を満たす者が1者に特定されるもの</p>	<p>り契約の相手方が得るデータ，ノウハウ等が後続する契約の履行に必要であり，後続する契約についてデータ等の保有を理由に契約の相手方と随意契約しなければならなくなるのが予想される場合は，当初の契約において，後続する契約は競争入札が可能となるよう，当初の契約の相手方に契約の履行により取得するデータ等のうち後続する契約の履行に必要なデータ等を提出させて後続する契約の相手方に提供することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的にどのような装備，部品が対象となるのかについて確認すること。 ・他の設備，システム等との一部設備の共有，ソフトウェアの動作環境確保その他接続する設備と密接に関連していることが明確であること。 ・密接に関連していることによって故障原因の特定等が困難となること又は責任区分があいまいになることその他契約の目的達成が極めて困難となることが明確であること。 ・他の設備，システム等との一部設備の共有，ソフトウェアの動作環境確保その他接続する設備と密接に関連していることが明確であること。 ・接続した既存の設備，システムの機能が損なわれるおそれについて具体的に明らかにすること。 ・契約の目的に応じ，必要な能力，履行の方法その他の条件を付すことについて合理的な理由があること。 ・条件を満たすことを確認した根拠を示すこと。 ・すべての条件を満たす者が他に存在しないことを確認すること。
---	---

<p>ウ 契約の履行の対象となる者との間で締結した協定、覚書その他の文書において、あらかじめ契約の相手方を予定しているもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の相手方についてあらかじめ予定していたことを示す文書が確認できること。 ・あらかじめ契約の相手方を予定することについて、合理的な理由があること。
<p>エ 事務の委託先が法令等で定められているもの又は法令により委託方法等が定められ、その法令の趣旨により相手方が特定されるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の趣旨により相手方が特定されるものについては、元となる法令及び相手方が特定される趣旨を施行伺に記すこと。
<p>オ 土地購入、庁舎借り上げその他の契約の対象となる場所が特定されるために契約の相手方が特定されるもの</p>	
<p>カ 国又は他の地方公共団体と直接契約するとき</p>	
<p>キ 政策を推進するために、特定の者と契約することが目的となるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的、内容等から特定の者と契約を締結しなければ当該事業を達成することができないものに限る。 ・政策目的を達成するための事業として、別途（契約の相手方の選定理由を含め）決定があること。
	<p>(施行伺記載例)</p> <p>契約方法及び根拠法令</p> <p>随意契約 地方自治法施行令第167条の2第2号</p> <p>随意契約及び一者特命とした理由</p> <p>〇〇〇事業に基づき、〇〇を相手方とすることが〇〇を達成するために必要であることから、競争入札に適さないため。(〇〇〇事業決定の関係書類添付)</p>
<p>(2) 契約行為そのものを秘密にする必要がある場合その他入札行為そのものが契約の目的達成の支障となるおそれがあるため、競争入札によって契約を締結することができないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・採用試験問題等の契約が対象となる。
<p>(3) 著作物等の再販売価格維持制度が適用されるもの、切手、印紙等の額面金額をもつ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の規制により料金が定められているもののほか、現に価格競争が成立していないことが明確であればよ

<p>て購入するもの、チケットによる乗用車庸車契約その他の価格競争が成立しないものなど価格競争性がないもの</p> <p>(4) 有利な契約の相手方を選定するために、一の価格のみではなく、複数の価格を総合的に判断するもの</p> <p>(5) 契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素(契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等)における競争(コンペ、プロポーザル)によって契約の相手方を選定する必要があるもの</p>	<p>い。</p> <p>(対象となる契約) 複数単価契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の価格による相手方の決定以外の事項については、競争入札に準じて行うこと。 ・単価と基本額が混在した契約(電子複写機の賃貸借契約等)又は複数単価契約であって、支出予定総額により契約の相手方を決定する場合には、競争入札とすること <p>(対象となる契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異に現れるものに係る契約であって、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なもの(情報システム開発、イベント、企画、調査、デザイン、研修講師、施設の総合案内業務等の契約が該当する可能性があると考えられる。) ・価格以外にもいくつかの条件を設ける必要がある場合であっても、条件を満たした者のうち最も低い見積価格を提示した者と契約しようとする場合は、必ずしも随意契約ができる場合に該当しないことに注意すること。このような場合には、価格以外の条件を入札参加資格として設定し、競争入札を実施することができるかどうか検討すること。 <p>(契約相手の選定方法等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の候補を比較して契約の相手方を決定すること。 ・契約の相手方の決定について透明性を高めるため、比較する項目及び比較項目の評価方法その他の契約の相手方を決定するための基準、方法等について定め、あらかじめ契約の相手方の候補となる者に示すこと。 ・事業の企画と実施を併せて契約しようとする場合その他具体的な基準、方法等についてあらかじめ定めることが困難な場合であっても、評価のポイントなどを候補となる者にあらかじめ示すこと。 ・高い費用対効果を得るため、価格を契約の相手方決定
---	---

<p>(6) 競争入札にすることができるものであるが、契約の相手方が一者のみでは契約目的が達成できないもの</p> <p>3 特定随意契約として契約をするとき（令第167条の2第1項第3号及び第4号）。</p> <p>4 緊急の必要により入札に付することができないとき（令第167条の2第1項第5号）。</p> <p>(1) 災害等における災害復旧業務、救援物資の緊急調達支援業務等を行うに当たって入札に付する時間がないもの</p> <p>(2) 常時稼働状態にある車両、機器等の修繕において、緊急に行わなければ業務等に著しい支障が生じるもの</p> <p>(3) 清掃、警備、保守管理、リース等の継続的な履行を求める契約において、履行が開</p>	<p>の重要な要素とすることが望ましい。したがって、企画、提案等の募集においても価格においても競争が行われるよう配慮し、見積書を提出させ、価格を比較すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格については、見積価格が予算の範囲内となるよう、予算上限額、契約基準額などとしてあらかじめ契約の相手方の候補となる者におよその枠を示して差し支えない。 ・一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たすものから申込みがあった場合には、全ての者と契約するものとする。 ・全ての要件を満たす者を承知している場合は、公募の代わりに全ての者に通知することは差し支えない。 ・要件、特に価格については、客観的に適正であると説明できること。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定随意契約として契約をするときは、規則第16条の3に規定する公表の手続を行う必要があること。 ・具体的な事務手続等については、平成18年3月13日付け旭契第217号総務部長通知によること。 <ul style="list-style-type: none"> ・単なる事務作業の遅れによって競争入札に付するために必要な期間を確保できなかった場合は、緊急の必要があるとは認め難いこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害後の後処理業務などは必ずしも該当するとは限らないので、市民生活への影響等を総合的に考慮して判断すること。 ・業務上の著しい支障の有無については、予備車・予備機器の状況、修繕期間、その間の市民サービス、市民生活への影響等を総合的に考慮して判断すること。したがって、事故や故障をもって、直ちに随意契約ができるものではないこと。 ・継続的な履行を求める契約であっても、履行されないことによる影響が大きく、やむを得ない場合に限ること。
--	---

<p>始されないとき又は中断したときに競争入札により新たな契約を締結するまでの間、緊急に契約しなければ業務等に著しい支障が生じるもの</p> <p>ア 競争入札に付し入札者が不在とき、又は再度の入札に付し落札者が不在ときにおいて、予定価格の範囲内で随意契約を締結することができないとき、又は落札者が契約を締結しないときで落札価格の範囲内で他の者と契約を締結することができないとき。</p> <p>イ 契約の相手方の倒産等により契約を維持できなくなったとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、競争入札によって新たな契約の相手方を決定するまでの期間における緊急避難措置であること。当然ながら、当該期間において代替手段を確保することが可能であれば随意契約しないこと。 ・原則として、競争入札によって新たな契約の相手方を決定するまでの期間における緊急避難措置であること。 ・競争入札に付し入札者が不在とき、又は再度の入札に付し落札者が不在ときにおいて、予定価格の範囲内で契約を締結したときは、令第167条の2第1項第8号に該当する随意契約となる。 ・落札者が契約を締結しないときで落札価格の範囲内で他の者と契約を締結したときは、令第167条の2第1項第9号に該当する随意契約となる。
<p>5 競争入札に付することが不利と認められるとき（令第167条の2第1項第6号）。</p> <p>(1) 現に契約履行中の契約に直接関連する契約で一定の条件を満たしたとき。</p> <p>(2) 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつて契約をしなければならぬこととなるおそれがあるとき。</p> <p>(3) 契約の履行にあたり、ノウハウ、データ等の取得、業務への習熟、対象となる市民等の協力を得るための信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約を締結しようとする場合で、既に必要な知識、能力等を有している特定の者がおり、この</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の条件とは、履行期間の短縮、経費節減、安全適切施行の確保、かし担保責任の明確化、事故責任の明確化、一貫した技術の要請などである。 ・知識等の具体的な内容、取得等に必要期間の目安及び知識等が契約の履行に不可欠な理由を明確にすること。 ・必要な知識等を現に有している者が他にいないことが明らかであること。 ・知識等の取得が極めて困難であつて、他に取得しようとする者が皆無であれば令第167条の2第1項第2号

<p>者と契約を締結する場合は所要の期限内に所要の成果を得て履行が完了する見込みがあるが、入札に付そうとする場合は、必要な知識、能力等を有しない者の参加を前提とせざるを得ず、所要の成果を求めるときは知識等の取得に相当の期間が必要なため履行期限を所要の期限内において設定することができず、所要の期限内に履行期限を設定するときは所要の成果を求めることができないとき又は知識等の取得には相当な期間、引継業務が必要なため、当該期間は2者と契約しなければならないときなど本市にとって不利となることが明らかであるとき。</p>	<p>に該当し、知識等を取得しようとする者はあるが、取得には相当の期間、費用等を費やす必要がある場合が本号に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に必要な知識等を有していない者では、所定の期日に履行を開始し、若しくは完了できず、又は所要の成果を得られないと推量することについて合理的な理由があること。 ・知識等の取得に要する経費が節減できていることを確認するため、他の2以上の者から徴取した見積価格と比較し適正な範囲内の価格であることを証明すること。見積価格の差が少ない場合その他経費の節減効果が明確に現れないときは、事業スケジュールの見直しを検討するなど競争入札の実施の可能性について再度検討すること。 ・知識等の取得に引継業務が必要なときの相当な期間が、通常、準備（研修）期間とされる2週間程度は明らかに不利とは言えない。なお、契約期間を複数年にすることで、引継業務が必要なときの相当の期間が明らかに不利と言えない場合は、債務負担行為の設定又は長期継続契約に関する条例に基づき、競争入札により複数年にわたる契約を締結すること。
<p>6 著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのある契約をするとき（令第167条の2第1項第7号）。</p> <p>(1) 再リース契約</p> <p>(2) 既存の契約に引き続き契約を締結する場合において、当該既存契約の履行のみに使用するための機材の購入、設備の設置等の初期投資に要した経費が既に既存契約による対価の支払いによって償却済みであつて、新たな契約において当該機材又は設備を活用することが可能なため、他の者と契約を締結する場合に比べ、著しく有利な価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再リース契約であっても、著しく有利な価格で契約できない場合は該当しない。 ・原則として、複数年にわたり減価償却することを前提とした契約については、債務負担行為の設定又は長期継続契約に関する条例に基づき、競争入札により複数年にわたる契約を締結すること。 ・当初契約の締結時においては契約終了後に同様の契約の締結を予定していなかったにもかかわらず、契約終了後に再度同様の契約を締結する必要が生じた場合に限られること。

<p>格で契約を締結できる見込みがあるとき。</p> <p>(3) 時価に比べて著しく有利な価格をもつて契約をすることができる見込みがあるとき。</p> <p>7 競争入札に付し入札者若しくは落札者がな いとき（令第167条の2第1項第8号）。</p> <p>8 落札者が契約を締結しないとき（令第 167条の2第1項第9号）。</p>	<p>・契約保証金・履行期限を除き当初競争入札に付するときに定めた予定価格等の条件は変更することができない。</p> <p>・随意契約は落札金額の制限内で行わなければならない。また、履行期限を除き当初競争入札に付するときに定めた予定価格等の条件は変更することができない。</p>
--	---

留意点

- ・相手方が特定の一者しかいないと考えられる契約であって、その他の業者全員に確認をとることが物理的に不可能な場合などは、公募により特定の一者しかいないことの確認をする方法が考えられる。
- ・公募とは、特定の設備、技術等により相手方が一者しかいないとしていたものについて、どのような設備、技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募るものである。なお、公募を行った結果、要件を満たす者が一者しかいないことが明らかとなった場合は、その者と契約することとし、当該要件を満たす者が複数あった場合には、競争入札等を行うものとする。

経過措置

次の場合はガイドラインに合致しなくても、随意契約ができるものとする。

- ・公募の結果、要件満たす者が複数あった場合において、予算措置（債務負担行為の設定）がなされてなく、競争入札に付することができないとき。
- 初年度は複数見積合わせの随意契約とし、次年度から競争入札に付するものとする。
- ・複数年契約であれば競争入札に付することができるが、契約の更新時期ではないとき。（リース契約等）
- 契約の更新時期までは一者特命随契ができるものとし、更新時期に競争入札に付するものとする。

適用時期

- ・このガイドラインは、その履行期間の初日が平成20年6月1日以後の日である契約から適用する。